

西東京市子ども条例に基づく取組について（報告）

1 相談受付等の状況（令和元年 12 月末現在）

(1) 相談受付状況

相談件数	相談者		相談方法		
	本人	大人	電話	来室	その他
17 件	1 件	16 件	7 件	7 件	3 件

(2) 調査等の状況

調査件数	調査内容
1 件	<p>「子ども 110 番ピーポくんの家」について</p> <p>1) 子どもの権利の侵害についての概要                      「子ども 110 番ピーポくんの家」に駆け込んだ子どもに関して、協力員が対応に苦慮した事例が存在したこと。</p> <p>2) 調査を実施する理由                      協力員がとまどうことなく「子ども 110 番ピーポくんの家」の活動を担いようことを通じて、子どもの権利を守るための、より良いしくみとして運営できるようにすること。</p> <p>3) 調査の内容                      本活動の趣旨、本活動の実施方法、本活動の課題について、関係者へのアンケート等の実施。                      そのほか、子どもの意見を聞く機会として、2月と3月に、子どものワークショップ（仮）を、児童センター2か所で実施する。</p>

2 相談受付方法の追加について

追加する相談の受付方法	メールによる相談
メールによる相談の方法	西東京市のホームページ「子どもの相談・救済」のお問い合わせフォームを活用したメール相談。 <u>ほっとルームPRカード（参考資料）</u> にあるQRコードを読み取ると、そのお問い合わせフォームにつながり、メールによる相談がしやすくなる仕組み。
メールによる相談の開始時期	令和元年 12 月 18 日（水）から ※ほっとルームPRカードを、年末年始の長期のお休みに入る前までに児童生徒に配布することとし、配布開始時期を 12 月 18 日（水）としたため。

3 副読本「みんなで学ぼう西東京市子ども条例」及び広報冊子「『西東京市子ども条例』を知ろう」について（参考資料参照）

	配布について	学校での活用計画について
副読本 「みんなで学ぼう 西東京市子ども条 例」	令和2年 1月7日(火)と 同月8日(水)に、 各学校に配布済 み。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校6年生の授業の副読本として活用。</li> <li>・CPT（子どもの権利擁護委員）が学校に出向き、いじめの授業等を実施する。</li> </ul>
広報冊子 「『西東京市子ども 条例』を知ろう」		<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年度中に、全校生徒が集まる朝礼の時間内に、CPT等が広報冊子について紹介する。（9校で実施）</li> <li>・令和2年度以降の道徳授業地区公開講座等の機会に、CPTが広報冊子を使った授業を実施する。</li> </ul>